

平成28年度

第2回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成28年5月23日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場第4会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (11名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番委員 : 加曾利益弘 | 2 番委員 : 佐川順一郎 |
| 3 番委員 : 齋藤豊彦 | 4 番委員 : 君塚作治 |
| 5 番委員 : 磯野幸作 | 6 番委員 : 藤平重男 |
| 7 番委員 : 押元康郎 | 8 番委員 : 猿田義久 |
| 9 番委員 : 浅野幸男 | 10 番委員 : 山岸 潔 |
| 11 番委員 : 岩瀬貞夫 | |

<欠席委員> (0名)

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 1 時 4 7 分）

局長（吉野）

本日はお忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。只今から平成 28 年度第 2 回大多喜町農業委員会を開会いたします。

本日は 11 名の出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

本日は大変忙しい中、平成 28 年度第 2 回総会にお集まり頂き有難うございます。本日は、議件 2 件と報告事項 3 件を予定しておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条の第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。今回は 9 番委員の浅野委員さんと 10 番委員の山岸委員さんをお願いします。

それでは、早速議事日程 4 の議件に入らせていただきます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、3 頁をお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 28 年 5 月 23 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 2 所在・地番 田代地先 地目 田 地積 1, 223㎡ 他 2 筆 合計地積 2, 462㎡ 権利者 大多喜町在住 義務者 大多喜町在住 事由 権利者 自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。 義務者 高齢で耕作困難であり、権利者の希望により譲渡したい。権利内容 売買による所有権移転。番号 3 所在・地番 石神地先 地目 田 地積 1, 277㎡ 権利者 大多喜町在住 義務者 大多喜町在住 事由 権利者 自宅から近く耕作しやすいため申請地を取得したい。 義務者 高齢で耕作困難であり、権利者の希望により譲渡したい。権利内容 贈与による所有権移転。権利取得後の農業経営の実態は 4 頁に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項第 2 号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号2については4番委員の君塚委員さんが担当になっておりますので現地報告をお願いいたします。

君塚委員（4番）

それでは、報告いたします。5月15日に現地に行きまして、権利者立会のもと調査いたしました。この場所は田代地区の中でも山間部であります。基幹農道から北に向かう道路を行き止まりまで行ったところです。現地は30年以上耕作をしていない状況であったとのことですが、権利者が草刈り後、整備したとのこと、現状はきれいになっていましたが権利者は、その場所を田として使用するのは無理ではないかと感じました。権利者はこの土地で、ヤギやニワトリの放し飼いをしたいとのことでした。今回3筆ありますが、現地は1筆ごとに段差があり最大で15m位の段差があります。所有者が変わっても現状と大きな変化はないと思われ、問題ないと思われれます。以上です。

議長(岩瀬会長)

君塚委員さんからの現地確認報告をいただきました。質問のある方はお願いします。

押元委員（7番）

案内図を見ても入口がわからない。また、1筆ごとに段差があるとの説明だったがどの方向からどの方向に段差があるのか。

君塚委員（4番）

公図の写しで、水と記載されているのが川で、その反対側の土地から、約15m位の段差がある。公図上は中央に道があるが、現況は道は存在していない。権利者の話では、昔は道があったとの話を聞いているとのことでした。

山岸委員（10番）

ニワトリを飼うとのことだが、鶏舎を作るのか。放し飼いか。水処理等はどのようになるのか。

君塚委員（4番）

今も対象地に隣接した元家があった土地で、鶏舎を作りニワトリを放し飼いで飼育している。そのニワトリを対象地にも放し飼いをしたいとのことでした。

山岸委員（10番）

私が心配したのは、ニワトリを飼いして隣接地に迷惑を掛けないかとのことが気になることと、水の汚染等も心配で、どのよう

に処理するのか気になった。まあ、汚染するほど飼わないとおもうが。

君塚委員（４番）

飼育規模は分からないが、現状は 30～40 羽程度だと思う。

山岸委員（１０番）

隣接地に与える影響はないと見て良いか。

君塚委員（４番）

一番近い家から、500～600m位離れており、周囲は荒れた農地であるため、影響はないと思う。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号 2 について異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

番号 2 については異議ないものと認めます。

続きまして、番号 3 については私が担当ですので、現地報告いたします。

番号 3 について、ご説明いたします。この件につきましては、5 月 17 日に現地を確認させていただきました。国道 297 号線バイパスを大多喜方面から勝浦方面に向かいの石神信号から 100 m 位のところの信号の無い交差点で左折して少し進んだ右側にトウエイジという寺がありましてその隣の土地になります。対象地の両側は宅地となっており、対象地には、家庭菜園的な野菜が植えられていました。理由につきましては説明書のとおりです。以上です。よろしくご審議をお願いします。

質問のある方はお願いします。

齋藤委員（３番）

権利内容が、贈与となっているが権利者と義務者は親子か。

議長（岩瀬会長） そうではない。

齋藤委員（3番） 親子でないのに贈与するのか。

議長（岩瀬会長） そのようです。

齋藤委員（3番） 私は、長年農業委員を務めているがこのような事例は始めてである。

藤平委員（6番） 事由欄に耕作しやすいためとの記載があるが、譲受人は実際に耕作をしているのか。

議長（岩瀬会長） 現状では、譲受人の親が耕作をしているが、譲受人は現状では耕作はしていないと思う。ただ、今後耕作をするとのこと。

藤平委員（6番） 本当に耕作をするのか。権利者は、耕作していないと思うが。

議長（岩瀬会長） 耕作をするとの話である。

藤平委員（6番） 一部の農地は、耕作して貰っていると思うが。そのような状況で権利者になるか。ただ、本人が耕作するというのであれば、やむを得ないと思うが。農地として今後、使うかとの疑問が残るのではないか。

議長（岩瀬会長） 農地として使うと言っていた。

山岸委員（10番） 対象地は、現状として耕作はされているのか。

議長（岩瀬会長） 現状は耕作されている。

山岸委員（10番） これからも農地として使用していくのであれば、問題はないと思うが。

齋藤委員（3番） 所有権の移転に伴って、公の書類に親子でもないのに贈与という表現はいかがなものか、良いのか。

事務局（秋山）

事務局も多少の情報は入手していますが、過去のいきさつのようなものがあるようです。贈与で受け付けられない訳ではないので、その辺の事情については深く追及していませんが、過去になんだかの事情があったようです。

押元委員（7番）

お互いの話し合いで、個人財産をあげるよ、ということであれば、贈与という言葉を使わざるを得ないかもしれない。

君塚委員（4番）

税金もきちんと納めればね。

押元委員（7番）

登記をすれば、当然税金は掛かってくる。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号3について異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

番号3については異議ないものと認めます。

議案第1号は以上のおり決定しました。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

議案第2号について、今回は17頁、整理番号28-16の案件が、委員さんの自身に関する事項となりますので、大多喜町農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」該当のため、まず整理番号28-6～28-15までを説明した後に審議をしていただいた後に対象委員さんに退出していただき28-16の説明・審議をお願いします。

それでは、説明します。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成

するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成28年5月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画(案)別添のとおり 2 公告を予定する日 平成28年5月24日 計画については6ページの整理番号28-6 農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号28-6 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 三又地区 地目 田 地積 858 m² 利用計画 畑として
利用 使用貸借権での設定です ②利用権設定期間3年。期間
開始日 平成28年5月24日 満了日平成31年5月23日
貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-7 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 馬場内地区 地目 田 地積 550 m² 利用計画 水田と
して利用 賃借権での設定で賃借料 コシヒカリ1等米30kg
の設定です。 ②利用権設定期間6年間。期間開始日 平成2
8年5月24日 満了日平成34年5月23日 ③利用権の種
類 賃借権 ④借賃の支払 毎年9月30日までに持参払 貸
付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-8 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 槇山地区 地目 田 地積 1,021 m² 利用計画 水田と
して利用 賃借権での設定 賃借料 コシヒカリ玄米60kgでの
設定です。 ②利用権設定期間10年間で 期間開始日 平成2
8年5月24日 満了日平成38年5月23日 ③利用権の種
類 賃借権 ④借賃の支払 毎年9月10日までに持参払 貸
付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-9 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 槇山地区 2筆 地目 田 合計地積 2,012 m² 利用計
画 水田として利用 賃借料 2筆合計 コシヒカリ玄米120
kg ②利用権設定期間10年。期間開始日 平成28年5月2
4日 満了日平成38年5月23日 ③利用権の種類 賃借権
④借賃の支払 毎年9月10日までに持参払 貸付者 大多喜
町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-10 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 笛倉地区 地目 田 合計地積 5,675 m² 利用計画 水
田として利用 賃借料 コシヒカリ1等米160kg ②利用権設

定期間10年間。期間開始日 平成28年5月24日 満了日 平成38年5月23日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎年10月30日までに持参払 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-11 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 笛倉地区 4筆 地目 田 合計地積 3,184 m² 利用計画 水田として利用 賃借料 4筆合計 コシヒカリ1等米 90 kg ②利用権設定期間10年。期間開始日 平成28年5月24日 満了日平成38年5月23日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎年10月31日までに持参払 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-12 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 田代地区 2筆 地目 田及び畑 合計地積 1,003 m² 利用計画 畑及びレンコン水田として利用 賃借料 2筆合計 使用貸借権での設定です ②利用権設定期間1年。期間開始日 平成28年5月24日 満了日平成29年5月23日 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-13 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 田代地区7筆 地目 田及び畑 合計地積 2,078 m² 利用計画 水田及び畑として利用 使用貸借権での設定です ②利用権設定期間1年。期間開始日 平成28年5月24日 満了日平成29年5月23日 ③利用権の種類 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-14 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 田代地区2筆 地目 畑 合計地積 352 m² 利用計画 畑として利用 使用貸借権での設定です ②利用権設定期間1年。期間開始日 平成28年5月24日 満了日平成29年5月23日 ③利用権の種類 貸付者 いすみ市在住者 借受者 大多喜町在住者。

整理番号28-15 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 槇山地区 地目 田 地積 304 m² 利用計画 水田として利用 賃借料 合計 コシヒカリ白米 10 kg ②利用権設定期間10年。期間開始日 平成28年5月24日 満了日平成38年5月23日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎年9月30日までに持参払 貸付者 大多喜町在住者 借受者

大多喜町在住者。

利用権設定後の借り手の農業経営の状況は18頁及び19頁のとおりです。ことら農業経営基盤強化促進法18条3項の要件を満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

28-12～28-14の借受者が同じであり3人から借りているが、利用権設定の期間が1年というのはなぜか。理由があるのか。可能であれば長い期間の方が良いと思うが。

事務局（寺井）

この利用集積の申請は、3条申請を提出するまでのつなぎと考えているようです。

猿田委員（8番）

18頁の28-10の借受者28-11の借受者が同一であるが、世帯員及び専従者の人数が異なるのはなぜか。

事務局（寺井）

28-10の借受者の世帯員及び専従者の人数は誤りです。28-10の借受者の世帯員を8に、専従者も8に、農用地等の耕作面積を5,664㎡に訂正願います。

議長（岩瀬会長）

他に質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）
す。

整理番号28-6～28-15までは異議ないものと認めま

続きまして、整理番号28-16の案件にはいりますので、関係する委員さんには一時退室をお願いします。

（関係委員退室）
事務局、説明をお願いします。

事務局（寺井）

整理番号28-16の案 ①利用権を設定する土地・利用権の

条件 所在 小土呂地区 地目 田 地積 2,985 m² 利用
計画 水田として利用 賃借料 玄米 180 kg ②利用権設定期
間5年 。期間開始日 平成28年5月24日 満了日平成3
3年5月23日 ③利用権の種類 賃借権 ④借賃の支払 毎
年10月30日までに持参払 貸付者 大多喜町在住者 借受
者 大多喜町在住者。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いしま
す。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

整理番号28-16は異議ないものと認めます。

（関係委員入室）

議長（岩瀬会長）

議案第2号については異議ないものと認め、以上のとおり
決定いたしました。

議件は以上をもっておわります。 （午後3時32分）

議長（岩瀬会長）

それでは報告事項について事務局よりお願いします

事務局（寺井）

20ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の
3第1項の規定による相続の届出について 下記のとおり、
農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があつたの
で、報告する。平成28年5月23日 大多喜町農業委員会
会長 岩瀬貞夫 番号1 所在・番地 田代 地目 畑 地
積 472 m² 他2筆 合計地積 1,092 m² 登記原因・日付 相
続 平成27年12月11日 権利者 大多喜町新丁在住者
番号2 所在・番地 小沢又 地目 畑及び田 地積 66 m²
他20筆 合計地積 6,403.64 m² 登記原因・日付 相続 平
成27年12月11日 権利者 神奈川県茅ヶ崎市在住者
番号3 所在・番地 栗又 地目 畑 地積 1,051 m² 登記

原因・日付 相続 平成28年4月18日 権利者 大多喜町
粟又在住者

番号4 所在・番地 上原 地目 畑及び田 地積 313 m²
他12筆 合計地積 8,774 m² 登記原因・日付 相続 平成2
8年4月25日 権利者 大多喜町上原在住者

番号5 所在・番地 部田 地目 畑及び田 地積 125 m²
他16筆 合計地積 6,928 m² 登記原因・日付 相続 平成2
8年4月21日 権利者 大多喜町部田在住者

番号6 所在・番地 槇山 地目 畑及び田 地積 502 m²
他1筆 合計地積 2,396 m² 登記原因・日付 相続 平成28
年4月22日 権利者 大多喜町横山在住者

番号7 所在・番地 泉水 地目 畑及び田 地積 277 m²
他8筆 合計地積 4,226 m² 登記原因・日付 相続 平成28
年4月22日 権利者 大多喜町泉水在住者

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について。 下記の
とおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に
関する照会があったので報告する。平成28年5月23日 大
多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号2 所在・地番 槇山
地先 地目 畑 地積 712 m² 他1筆 合計地積 1,892 m²
変更登記地目 山林 調査・報告地目 平成28年4月28日
現地確認 照会地は2筆とも平成23年4月に植林されてから
5年が経過しており、明らかに非農地と判断できる状態です
た。申請者本人も今後耕作するつもりはないとの事であり、農
地としての復元は困難と判断し、非農地とした。土地所有者
大多喜町横山在住者。

番号3. 4. 5で 現況が同一敷地となっている案件であり同
一の日に調査を行いましたので、一括して報告をさせていただきます。
所在・地番 堀之内地先 地目 畑 地積 869 m²他
2筆 合計地積 1,501 m² 変更登記地目 宅地 登記原因・日
付 昭和52年7月日不詳 調査・報告地目 平成28年5月
2日現地確認 岩瀬会長、磯野委員、藤平委員、事務局と申請
者の代表者1名と申請代理人の土地家屋調査士の立会ので調査
を行いました。照会地は、コンクリートで固められた地面の上
に豚舎が建っており、豚舎が建てられてから既に20年以上経
過している。また、課税状況も宅地並みであることから、農
地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答し
た。土地所有者 大多喜町堀之内在住者3名 以上です。

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について。 下記のと
おり、農地法第18条第6項の規定による農用地賃貸借権の中

途解約に係る通知があったので報告する。平成28年5月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 所在・地番 馬場内地先 地目 田 地積 726 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 一部売却のため。報告は以上です。

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいとおもいます。質問のみ受け付けます。

齋藤委員（3番）

報告第1号の権利者について、田代地区の方だと思うが、なぜ新丁の住所なのか。

事務局（秋山）

住所から察するに施設に入所されているのではないかと思います。

議長（岩瀬会長）

質問のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようですので、続いて議事日程6その他に移ります。事務局なにかありますか。

事務局（寺井）

農業委員会系統組織による熊本震災義援金の募集についての案内が寄せられており、皆さんにお配りさせていただいてあります。皆さんから希望があれば、事務局でまとめて送金いたします。

猿田委員（8番）

農業新聞で見たが、してくれというようなことだと判断できるが。

加曾利委員（1番）

積立金から支出したらどうか。

藤平委員（6番）

一口千円と記載されているので、人数分を支出したらどうか。

議長（岩瀬会長）

積立金から、1人一口分を支出することとしてよろしいか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

それでは、事務局で送金をお願いします。

事務局（寺井）

承知しました。

事務局（秋山）

第1回時にご指摘を頂いた、農地における事業届の提出について（厳重注意）と書いた文書を作成し、皆さんに配布させていただいてあると思います。今まで事例があまりないので、調べながら文書を作らせていただきました。

「農地における事業届の適切な提出について（厳重注意）」の案文朗読。

以上、案になりますが、ご意見等ありましたらお願いいたします。

山岸委員（10番）

何度か要請したとのことですが、何回申し入れをして、その記録がありますか。

藤平委員（6番）

文章で発送しているのか。

事務局（秋山）

口頭です。

山岸委員（10番）

口頭でも良いが、何回申し入れして、その記録が残っているか。この文章は、かなり重い内容で懲戒に近いものであり、そう解されても仕方ない書き方である。まあ、あくまで案であるが。提出したことに対して、不服申し立てがあった場合に、内容を提示して対抗できないと不利になるのではないか。ただし、私としては口頭で注意するより、文書で注意する方がよいと思う。県の事務規制によって処理願うような記載が良いと思う。厳重注意はかなり重く受け止められると思うので、注意が必用ではないか。

藤平委員（6番）

書類に不備があるとのことだが、少なくとも書類に関しては適正な書類を求めるのは当然だと思うが。

山岸委員（10番）

それについては、定められたものを求めるのは良いと思うが。ただ、文章的にきつい内容と思う。このようなことは初めてですよ。度々このようなことがあるのか。

事務局（秋山）

多分初めてだと思います。

齋藤委員（3番）

初めてですよ。今まで県はそのようなことをしない。

指導的立場にある機関です。今回のケースは初めてです。ただ、県は仕事が縦割りだから、他の農業委員関係機関とはきれていると思うが。あまり、県を刺激して農業委員会関係の職務に支障がでることも危惧される。この件で、農業委員会の文章や申請がとおりにくくなっても困るし、とはいえ、不適切な箇所は認めてもらわないと困るし、難しいが、文書を出してみることも必要だ。

藤平委員（6番）

経緯については、支援している現状があるし、適切な説明を求めざるをえないし、文書の中で「背景を調査し」で終わっているが、調査した内容を我々に知らしめていただければ、この場の誰もが納得できないのではないかと。個人がやったら当然、始末書扱いとなる。

佐川委員（2番）

この件については、当然、書類で報告を求めるべきだと思う。あまり刺激をすると今後に影響がでるとの意見もあるが、例えばこちらが書類を出しても不備が無ければ、当然通ると思うので、心配する必要はないのではないかと。

齋藤委員（3番）

でも、文章を会長名で出すのだから、何らかの回答はあると思う。

山岸委員（10番）

ただ、嚴重注意とするかどうかですね。私は、注意が良いと思いますけど。

齋藤委員（3番）

県は、なにか西部田地区の他の事業との関連性が頭にあり、農地をかまうことについて簡単に考えているのではないかと。だから、会長からの文章が届けば、必ず回答がくると思う。

事務局（秋山）

色々なご意見がでた中で、もう少し柔らかい文章の方が良いとの意見もあるが、いかがしたらよろしいか。

猿田委員（8番）

事務局が数度に渡り申出をしたとのことだが、その内容は正確なところわかるのか。

事務局（秋山）

正確なところが分かるかとのことですが、残念ながら記録等はありません。対応は、寺井が2回、当時の課長である野村が

1回ないし2回対応していると思う。

山岸委員（10番） 1回目なので注意が良いと思うが、知っていてやっているのなら厳罰にしないとイケないが、まだ分からないですから。

藤平委員（6番） 分からないでは済まないのではないか、一応、事務局がそれなりの話をしているにも関わらず、何の回答もないとのことであるならば、しいては、大多喜町農業委員会そのものを愚弄しているともとれるのではなか。いかがか。いくら県でも正すべきは、ただした方が良くはないか。

山岸委員（10番） 規則的にはそうですね。

齋藤委員（3番） 既に事業は終了しているし、文章的に強すぎると言えばそうかもしれないが、その方が刺激があつて良いかもわからない。

押元委員（7番） 同感です。話の内容を聞くと施行中には県からの説明が無いとのことですが、それはいかがなものかと。私は、そのままの文書で提出して、なんら問題ないと思います。

君塚委員（4番） 今現在に至っても、書類の未提出のものがあるのか。

事務局（寺井） あります。

君塚委員（4番） 現地は、既に稲が植わっているが。

事務局（秋山） 必要な届出は提出されているが、その届出の添付書類が不足している状況です。

事務局（寺井） 登記簿謄本と公図の写しの一部が未提出です。

君塚委員（4番） 現地の田の形も多少変わっていないか。どうでしょうか。

事務局（秋山） そのようなことを想定していなかったので、以前の地形がわかりません。

藤平委員（6番） 書類上、しっかりしたものの提出でなくてはならないのではないか。

- 齋藤委員（３番） 確かにあの場所は、換地等をしたとのことはないと思う。嵩上げ等を行い、良くしただけかもわからない。だから、安易な考えであればそれで良いかも分からないが、工事をしているのだから、最低でも一時転用等が必用と思う。
- 藤平委員（６番） 我々が勝手に自分の田んぼを埋めて、周囲に迷惑を掛けないからいいんだと言ってそれがとおりますかということになる。個人はだめ、県は良いということになるか。それは、無いでしょう。一つの決まりの中でやっていることである。農業委員会の存在が問われる。
- 齋藤委員（３番） 個人が少しのところ、嵩上げするにも一時転用を要求される。
- 猿田委員（８番） いずれにしても書類不備のままでは、整理がつかない。
- 山岸委員（１０番） それなら、「嚴重注意」で全員一致ではなく賛成多数とすることが良いのではないか。
- 齋藤委員（３番） 皆さんの意見も色々あると思うが、事務局で細心の注意を払って文書を作成してもらって、会長と相談していただき提出してもうことで良いのではないか。
- 議長（岩瀬会長） それでは、事務局で文書の再検討をしてもらい協議の上、私と協議し提出することで良いか。
- 事務局（秋山） この件につきましては、事例等がなく事務局で検討した結果、今回の文書となっていますが、この文章の改正点をこの場で教えて欲しい。「嚴重注意」の「嚴重」は、残しますか。取りますか。
- 山岸委員（１０番） 注意で良いのではないか。
- 佐川委員（２番） 注意の添え書きを削除する訳にはいかないか。
- 山岸委員（１０番） 県の事務指針等があると思うので、その指針に沿って行われるよう注意して下さいというような表現が良いと思う。知らないとすればですが。そのような仕事をしている人なら勿論知っていると思うが。

事務局（秋山）

厳重注意との表現が2か所使われています。最初のカッコ書は削除できると思うが、次の表現は文章の構成上「厳重注意」か「注意」を入れておいた方が良くと考えるがどちらかにしたら良いか。

山岸委員（10番）

「注意」だけで良いのではないか。

事務局長（吉野）

文書中であっても「厳重注意」を入れると、冒頭のカッコ書きと同等の重みが出てくると思う。先ほど山岸委員が言われたとおり、県の事務指針に基づいて今後の書類作成には十分注意をしてもらいたいとの文章でどうか。

山岸委員（10番）

それで良いと思う。

君塚委員（4番）

文章中に「極めて遺憾である」との文章があるので、この文言だけでも結構重みが出るのではないか。

山岸委員（10番）

このようなことが毎回あっては困るが。

事務局長（吉野）

「厳重注意」という表現をとらせていただいて、もう少し内容を検討させていただくことでいかがか。

山岸委員（10番）

それと、「全員一致」ではなく「賛成多数」にしてもらいたい。「全員一致」では重すぎる。

齋藤委員（3番）

過度に刺激をしすぎるのも良くないかもしれない。

事務局長（吉野）

それでは、再度内容を見直しさせていただいて、あまり遅くなっても良くないので、皆さんにお諮りする時間がないかもわかりませんがいかがしたらよろしいでしょうか。

齋藤委員（3番）

あとは、会長、副会長に一任します。

議長（岩瀬会長）

承知しました。全員の意見でよろしいか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

承知しました。


事務局長（吉野）

以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。
長時間に及ぶ慎重審議ありがとうございました。
ご苦労さまでした。

閉 会（午後4時14分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 5月23日

会 長 岩瀬貞夫
署名委員 小岩 潔 
署名委員 浅野 幸男 